

広島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年12月末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 1,178,773	千円 707,638,369	千円 2,787,228	千円 137,669,458	% 19.5	% 19.9

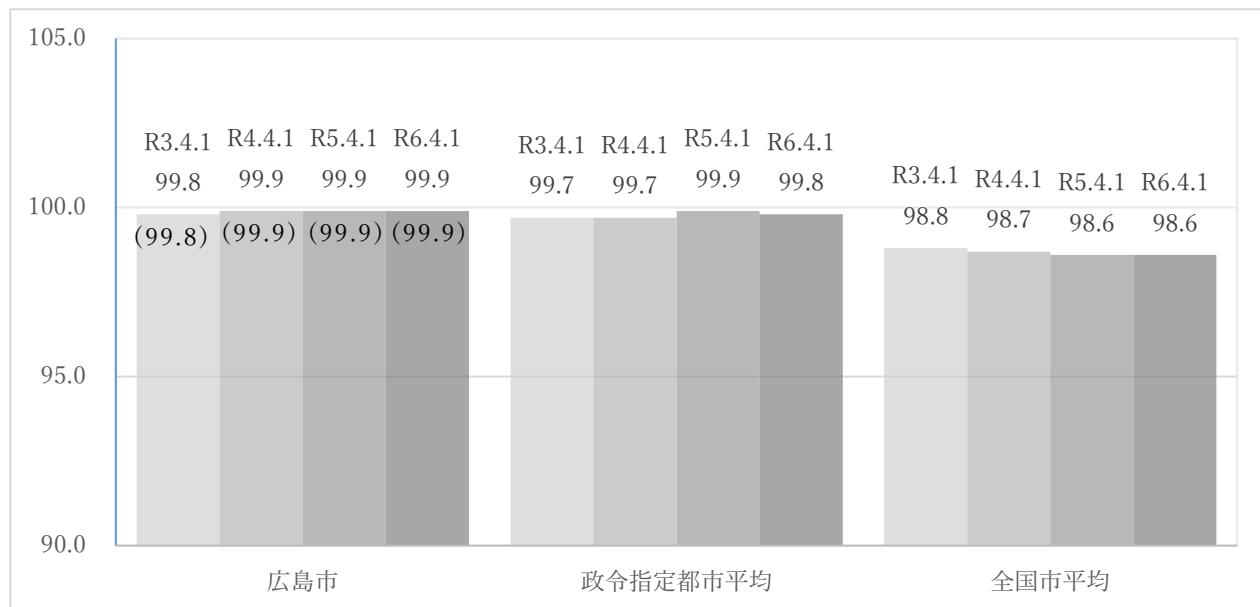
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	人 14,532	千円 53,959,454	千円 15,078,276	千円 23,371,602	千円 92,409,332	千円 6,359

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
- (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円 386,369	円 376,427	円 9,942 (2.64%)	% 2.64	% 2.64	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	月 4.58	月 4.50	月 0.08	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.85%引下げ。激変緩和のため、5年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 10%に対し、広島市においても 10%を支給。 (平成 28 年 4 月 1 日実施)

(参考)

	各年度の支給割合										
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
広島市の支給割合	9%	9%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島市	40.8歳	316,400円	427,553円	373,092円
広島県	43.2歳	330,092円	408,535円	368,685円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
政令指定都市平均	41.9歳	322,777円	435,054円	383,177円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベス)
広島市	50.8歳	619人	333,800円	435,818円	382,343円
清掃業務員等	52.1歳	208人	351,100円	495,011円	402,901円
給食調理員	55.3歳	121人	328,400円	375,419円	367,760円
学校業務員等	53.9歳	93人	345,700円	406,400円	396,273円
自動車運転手	—	—	—	—	—
その他	45.2歳	196人	313,000円	424,583円	362,909円
広島県	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円
政令指定都市平均	51.8歳	883人	310,861円	390,058円	362,447円

区分	民間				参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	備考	A／B
広島市	—	—	—	—	—
清掃業務員等	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	全国平均	1.57
給食調理員	飲食物調理従事者	46.0歳	249,900円	広島県平均	1.50
学校業務員等	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	全国平均	1.66
自動車運転手	乗用自動車運転者(タクシーを除く)	55.2歳	224,000円	広島県平均	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(令和3年～5年の3ヵ年平均)。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

③ 教育職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
広島市	高等（特別支援・専修・各種）学校教職員	43.4歳	352,400円	434,732円
	小・中学校（幼稚園）教職員	40.8歳	344,800円	408,059円
広島県	高等（特別支援・専修・各種）学校教職員	44.1歳	374,341円	437,134円
	小・中学校（幼稚園）教職員	40.4歳	350,041円	400,612円
政令指定 都市平均	高等（特別支援・専修・各種）学校教職員	43.1歳	361,573円	439,388円
	小・中学校（幼稚園）教職員	40.3歳	346,574円	416,577円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		広島市	広島県	国
一般行政職	大学卒	193,900円	205,237円	196,200円
	高校卒	163,900円	173,729円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	—	—
高等学校教育職	大学卒	214,500円	229,545円	—
小中学校教育職	大学卒	224,100円	229,545円	—

(3) 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	270,231円	303,719円	343,969円
高校卒	241,143円	257,950円	295,913円

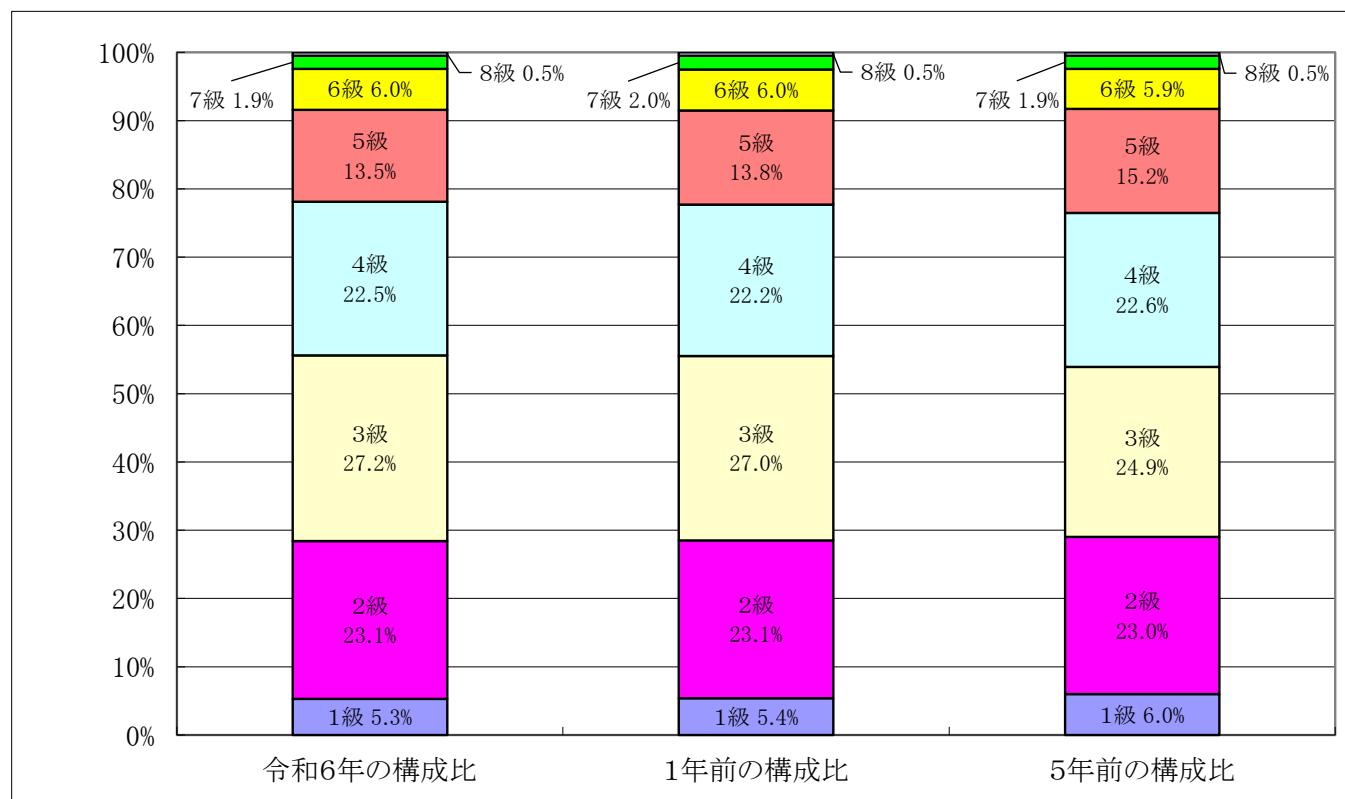
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

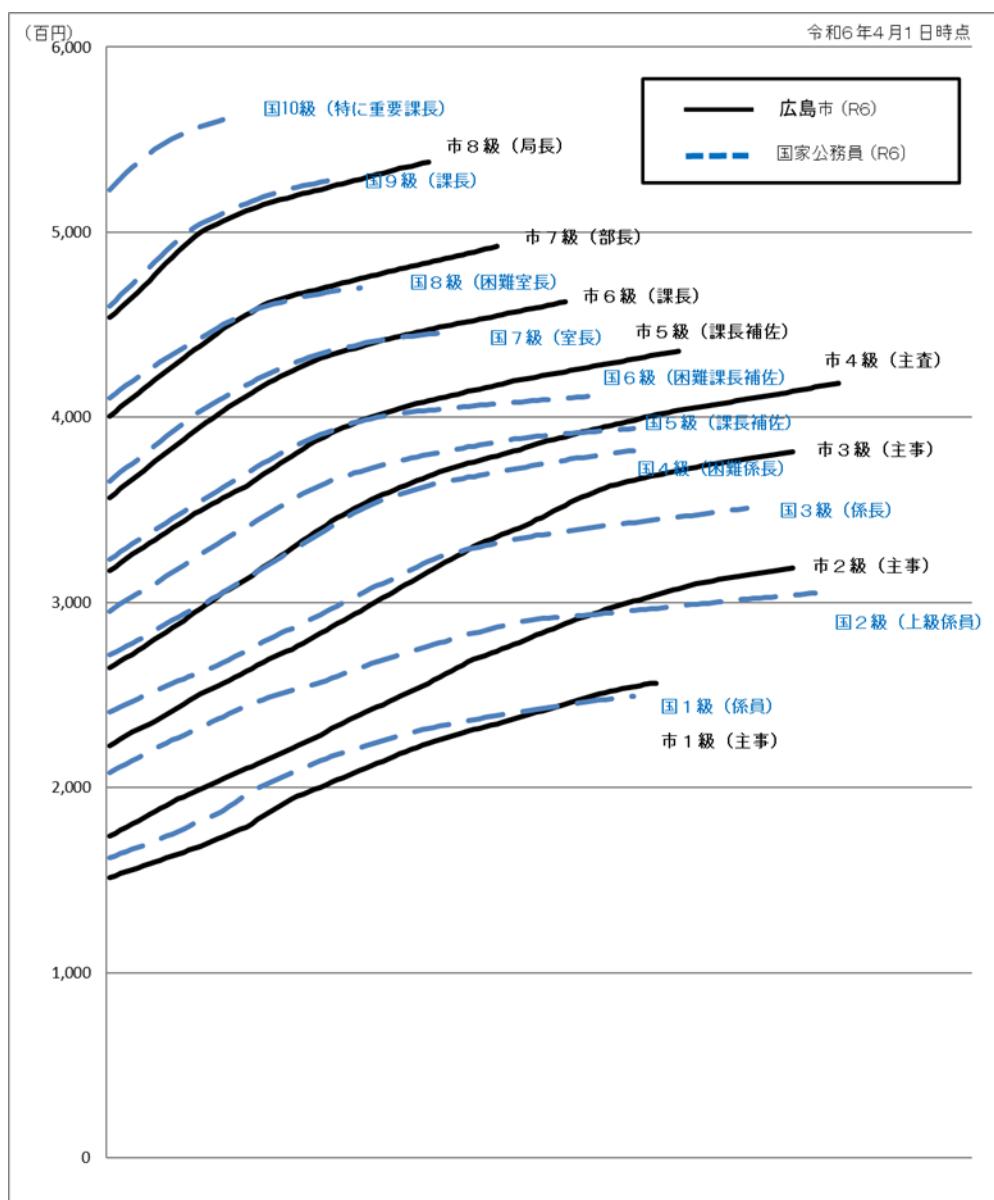
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給 の給料月 額	職制上の段階		
						人数	構成比	段階
1級	定型的な業務を行う職務	300人	5.3%	151,500円	256,500円	3,148人	55.6%	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,309人	23.1%	173,800円	318,600円			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,539人	27.2%	222,400円	381,500円			
4級	係長、主査、主任技師	1,271人	22.5%	264,800円	418,500円	1,271人	22.5%	係長級
5級	課長補佐、主幹、専門員	761人	13.5%	317,000円	435,900円	761人	13.5%	課長補佐級
6級	課長、担当課長	338人	6.0%	356,600円	462,400円	338人	6.0%	課長級
7級	局次長、部長、担当部長、副区長	110人	1.9%	400,400円	492,300円	110人	1.9%	部長級
8級	局長、担当局長、区長	27人	0.5%	453,800円	538,100円	27人	0.5%	局長級

(注) 1 広島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（広島市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広 島 市	広 島 県	国
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.0月分 (1.4)月分 (0.95)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（広島市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

広 島 市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続30年	34.7355月分	40.80375月分	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置	4～20%加算		定年前早期退職特別措置	3～45%加算	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勧奨・定年」及び「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	5,641,281千円	
支給対象地域	支給割合	国の制度（支給割合）
医療職給料表(1)の適用を受ける職員等	16%	16%
東京事務所に勤務する職員	20%	20%
上記以外の職員	10%	10%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	837,520千円
手当の種類（手当数）	18種類
手当の名称等	別表のとおり

[別表] 特殊勤務手当一覧表

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	コレラ、赤痢、疫痢、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、しょう紅熱、ジフテリア、流行性脳せき髄膜炎、ペスト、日本脳炎、急性灰白髄炎、腸管出血性大腸菌感染症、黄熱、結核、新型コロナウィルス感染症、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、鼻疽、牛結核、豚丹毒の感染症防疫作業に従事した職員			
	1 衛生研究所に勤務する職員で感染症防疫作業に直接かつ常時従事する者	日額	290円	
	2 健康福祉局保健部又は食肉衛生検査所に勤務する職員で感染症防疫作業に直接従事する者	日額	180円	
	3 その他の職員	日額	80円	
危険作業従事職員の特殊勤務手当	次に掲げる作業に従事した職員			200円
	1 地上10m以上の高所における作業（屋内作業を除く。）	日額	(1)の作業が地上30m以上の箇所で行われたとき 300円	
	2 塩酸、硫酸、硝酸、青酸、水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務			
	3 多量の低温物体を取り扱う作業及び著しく寒冷な場所における作業			
	4 高圧電線、高熱物、爆発物を取り扱う作業及びこれらに近接して行う作業			
	5 健康福祉局保健部に勤務する職員が行うそ族こん虫駆除の作業			
	6 エレベーターの検査作業（昇降路内で行う作業に限る。）			
	7 水中において行う作業			
	8 地下掘削作業（地下4m以上）			
	9 100ホン以上の騒音を発する勤務場所における作業			

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
	10 エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業及びエックス線その他の放射線を発生する機器又は物質のある施設内に立ち入る必要のある業務		日額	230円
野犬の捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員で次に掲げる者			
	1 野犬の捕獲作業に従事した者		日額	770円
	2 捕獲犬等を処分する作業に従事した者		日額	650円
使用料等徴収職員の特殊勤務手当	1 財政局収納対策部に勤務する職員で、市税又は税外収入金の納付の催告及び折衝並びに徴収事務又は滞納処分に従事する者 2 住宅新築資金等に係る償還金又は土地区画整理事業に伴う清算金の徴収事務に従事する者		月額	4,300円
社会福祉の業務等に従事する職員の特殊勤務手当	1 区役所厚生部生活課 被保護世帯、病院等を常時訪問して、保護申請、被保護等の実情を調査し、又は指導する職員及びこれらの職員を指導監督する者 2 区役所厚生部地域支えあい課又は安佐北区役所高陽出張所 (1) 高齢者の福祉に関する相談、調査及び指導をすることを本務とする職員並びにこれらの職員を指導監督する者 (2) 高齢者及び心身障害者の保健福祉に関して外来者と常時面接し、相談、調査及び指導をする者 3 区役所厚生部福祉課 心身障害者の福祉に関する相談、調査及び指導をすることを本務とする職員並びにこれらの職員を指導監督する者（障害福祉係に勤務する職員に限る。） 4 地域交流センター 地域住民の家庭を訪問し、又は外来者と面接して生活指導することを本務とする者 5 身体障害者更生相談所 身体障害者の福祉に関する相談、指導及び判定並びに補装具の処方及び適合判定をすることを本務とする職員 6 知的障害者更生相談所 知的障害者の福祉に関する相談、判定及び指導をすることを本務とする者		月額	6,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
	1 区役所厚生部地域支えあい課 精神障害者を常時訪問して援助をする者 2 精神保健福祉センター 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談並びに精神障害者に対する援助をすることを本務とする職員並びにこれらの職員を指導監督する者		月額	6,500円
	児童相談所 児童の福祉に関する相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護の業務に従事することを本務とする職員並びにこれらの職員を指導監督する者		月額	20,000円
	健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課 次に掲げる業務に従事する者 (1) 精神障害者又はその疑いのある者に面接して行う調査業務 (2) 精神保健指定医の診察の立会業務 (3) 入院措置等に係る精神障害者の移送業務		日額	310円
用地取得等の折衝業務に従事する職員の特殊勤務手当	1 環境局施設部の施設課若しくは埋立地整備管理課、経済観光局農林水産部農政課、都市整備局都市整備調整課、西広島駅北口地区区画整理事務所、西風新都整備部、道路交通局用地部、下水道局施設部管路課、区役所農林建設部維持管理課又は教育委員会事務局総務部施設課に勤務する職員で、土地等の取得又はこれに伴う補償に関し、当該土地等に係る権利者と面接して行う折衝業務に常時従事する者 2 青崎地区区画整理事務所、西広島駅北口地区区画整理事務所、西風新都整備部、都市整備局緑化推進部緑政課、都市整備局指導部建築指導課、都市整備局住宅部の住宅政策課若しくは住宅整備課、道路交通局道路管理課又は区役所の建設部若しくは農林建設部の維持管理課若しくは建築課に勤務する職員で、現地において建築物等の移転又は除却の折衝業務に常時従事する者		日額	470円 470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
下水処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	<p>1 下水道局管理部維持課、水資源再生センター又は下水ポンプ場に勤務する職員で次に掲げる者</p> <p>(1) 水資源再生センター又は下水ポンプ場において設備機器の運転操作に従事することを本務とする主任技師並びにポンプ運転指導員及びポンプ運転手</p> <p>(2) 下水ポンプ場において設備機器の整備に従事することを本務とする主任技師並びにポンプ運転指導員及びポンプ運転手</p> <p>(3) 水資源再生センター又は下水ポンプ場においてごみ又は汚泥の処理作業に従事するポンプ運転助手</p> <p>2 水資源再生センター又は下水ポンプ場に勤務する職員で水質検査の作業に従事する者</p> <p>3 下水道局管理部の管理課若しくは維持課、水資源再生センター又は下水ポンプ場に勤務する職員で次に掲げる者</p> <p>(1) 現地において汚水処理施設の水質検査の作業に従事する職員</p> <p>(2) 使用開始後の下水道内において下水道の検査、調査又は監督業務に従事する職員</p> <p>(3) 水資源再生センター又は下水ポンプ場において設備機器の整備作業に従事する職員</p> <p>4 1～3に掲げる職員が当該業務に従事したとき</p> <p>5 区役所の建設部維持管理課又は農林建設部地域整備課に勤務する職員で、使用開始後の下水道内において下水道の検査、調査又は監督業務を行う者</p>	月額	18,000円 6,100円 4,500円 320円 730円	
廃棄物の処理作業等に従事する職員の特殊勤務手当	<p>環境局に勤務する職員で、次に掲げる者</p> <p>1 ごみの収集作業（3に掲げるものを除く。）に従事する職員</p> <p>2 ごみの処分作業に従事する職員</p> <p>3 じんかい車（ごみの収集作業に従事するため同乗する職員の数が1のものに限る。）の運転業務又は当該じんかい車への同乗によるごみの収集作業に従事する職員</p>	月額	7,900円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
	1 環境局に勤務する職員で、次に掲げる者 (1) ごみ運搬車の運転業務（上記の3に掲げるものを除く。）に従事する職員 (2) 清掃作業の指導監督業務に従事する職員 2 中央卸売市場食肉市場に勤務する職員で、家畜のと殺又は解体作業に従事する者		月額	5,500円
	1 現地においてし尿浄化槽の水質検査の作業に従事する者 2 中央卸売市場食肉市場において汚泥又は汚水の付着した設備機器の整備作業に従事する者		日額	730円
	1 中工場、安佐南工場又は安佐北工場において、ごみ、汚泥又は汚水の付着した設備機器の整備作業に従事する者 2 中工場、安佐南工場又は安佐北工場において、水質等の検査の作業に従事する者 3 環境局において、じんかい車（ごみの収集作業に従事するため同乗する職員の数が1のものに限る。）の運転業務又は当該じんかい車への同乗によるごみの収集作業に従事する者 4 中央卸売市場中央市場において、ごみ、汚泥又は汚水の付着した設備機器の整備作業に従事する者 5 中央卸売市場食肉市場において、汚泥又は汚水の付着した設備機器の洗浄作業に従事する者		日額	550円
	1 現地において使用中のし尿浄化槽の検査及び維持管理指導業務に従事する者 2 学校において污水管又は污水管附属設備機器の整備作業に従事する者		日額	310円
	犬、ねこその他家畜の死体の収集作業に従事する者		1回	310円
家畜の処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査所又は中央卸売市場食肉市場に勤務する職員で、次に掲げる者			
	1 家畜のと殺又は解体作業に従事する者		日額	1,760円
	2 家畜のと殺若しくは解体作業の指導、と殺に必要な家畜の検査又はと殺作業の準備のために家畜を御する作業に従事する者		日額	550円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当	<p>1 次に掲げる職員が所定の基準量以上の清掃作業を実施したとき (1) ごみ及びがれきの収集作業に従事する職員 (2) その他の清掃作業に従事する職員</p> <p>2 清掃指導員が、次に掲げる業務にあらかじめ定められた勤務時間以上従事したとき (1) ごみ及びがれきの収集に関する業務の指導監督 (2) ごみの焼却処分に関する業務の指導監督 (3) ごみ及びがれきの埋立処分に関する業務の指導監督 (4) し尿の収集に関する業務の指導監督 (5) し尿浄化槽の維持管理に関する業務の指導監督</p>		日額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 に掲げる職員 1, 590円 正規の勤務時間が 4 時間の日及びこれに相当する日 800円 ・ 清掃指導員 1, 310円 正規の勤務時間が 4 時間の日及びこれに相当する日 660円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 12月 29 日～ 翌年の 1 月 3 日までの間に従事 加算額 800 円 正規の勤務時間が 4 時間の日及びこれに相当する日 加算額 400 円 </div>
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	児童相談所、中工場、安佐南工場、水資源再生センター、下水ポンプ場又は消防局に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時前までの間）において行われる業務に従事したとき		勤務 1 回	<p>深夜の勤務時間が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 時間超 1, 700円 ・ 2 時間以上 5 時間以下 1, 130円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
				・ 2 時間未満 710円
税務職員の特殊勤務手当	財政局税務部の市民税課若しくは固定資産税課、市税事務所、税務室又は財政局収納対策部に勤務する職員で、市税の賦課、徴収等に関する事務に直接従事する者			
	1 課長補佐又はこれに相当する職	月額	1,500円	
	2 係長又はこれに相当する職	月額	1,200円	
	3 主事又は技師	月額	900円	
消防職員の特殊勤務手当	救助消防作業に専従する消防職員	1 当務	280円	
	救急作業に専従する消防職員			
	1 隔日勤務者 救急救命士の資格を有する者	1 当務	790円	
	上記以外の者	1 当務	350円	
	2 日勤者 救急救命士の資格を有する者	日額	隔日勤務者の額の 1 / 2 に相当する額	
	上記以外の者	日額		
	水上消防作業に専従する消防職員	1 当務	240円	
	はしご消防自動車登つい作業に専従する消防職員	1 当務	240円	
	消防自動車又は救急自動車の運転に専従する消防職員			
	1 隔日勤務者 技量等級 1 級の者	1 当務	280円	
	技量等級 2 級の者	1 当務	270円	
	技量等級 3 級の者	1 当務	240円	
	技量等級 4 級の者	1 当務	230円	
	2 日勤者 技量等級 1 級の者	日額	隔日勤務者の額の 1 / 2 に相当する額	
	技量等級 2 級の者	日額		
	技量等級 3 級の者	日額		
	技量等級 4 級の者	日額		
	火災の原因及び損害の調査に専従する消防職員	1 当務	180円	
	通信指令業務に専従する消防職員	1 当務	160円	
	ヘリコプターの操縦業務に従事する消防職員	日額	4,200円	
	ヘリコプターの整備業務に従事する消防職員 1 2 等航空整備士以上の資格を有する者	日額	2,200円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
	2 3等航空整備士の資格を有する者		日額	1,700円
	3 上記以外の者		日額	500円
	消防局警防部警防課消防航空隊に勤務し、ヘリコプターに搭乗した消防職員		搭乗1時間	1,200円 搭乗時間中に空中機外活動に従事したとき 1,800円
教育職員の特殊勤務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（校長及び教頭を除く。）が次の業務に従事し、当該業務に従事した時間が次に定める程度に及んだとき（宿泊を要する日の「業務に従事した時間」には、就寝時間等は含まない。）			
	1 非常災害時の児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 (1) 週休日等 8時間又はこれと同程度 (2) 正規の勤務時間が4時間である日 正規の勤務時間以外の時間のうち午後零時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度 (3) 平日 正規の勤務時間以外の時間のうち午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度	日額	8,000円 〔被害が特に甚大な非常災害の場合 16,000円〕	
	2 児童又は生徒の負傷、疾病等の救急業務 ・ 1の(1)～(3)と同じ	日額	7,500円	
	3 児童又は生徒の緊急の補導業務 ・ 1の(1)～(3)と同じ	日額	7,500円	
	4 修学旅行、林間学校、臨海学校等で児童又は生徒を引率して行う指導業務 ・ 宿泊を要する日 8時間程度	日額	5,100円	
	5 対外運動競技等で児童又は生徒を引率して行う指導業務 (1) 週休日等 8時間又はこれと同程度 (2) 宿泊を要する日 8時間程度	日額	5,100円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額				
	6 学校の管理下において行われる部活動 (正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。) における児童又は生徒に対する指導業務 週休日等又は正規の勤務時間が 4 時間である日について、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き 4 時間程度		日額	3,600円				
	7 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 (1) 週休日等 8 時間又はこれと同程度 (2) 正規の勤務時間が 4 時間である日 正規の勤務時間以外の時間のうち午後零時 30分から午後 8 時まで又はこれらと同程度 (3) 平日 正規の勤務時間以外の時間のうち午後 5 時から午後 10 時まで又はこれらと同程度		日額	900円				
	8 特別支援学校の高等部の実習助手が行う実習指導業務		月額	6,500円				
教育職員の特殊勤務手当	9 特別支援学校における児童又は生徒に対する特別支援教育業務		月額	教育職給料表(4) <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"> <tr> <td>4級</td><td>18,900 円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>17,600 円</td></tr> </table>	4級	18,900 円	3級	17,600 円
4級	18,900 円							
3級	17,600 円							

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額																
	10 特別支援学級等における児童又は生徒に対する特別支援教育業務			<table border="1" style="float: right; margin-right: 10px;"> <tr><td>特2級</td><td>16,600円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>1級</td><td>12,900円</td></tr> </table> <p>教育職給料表 (2) 又は(5)</p> <table border="1" style="float: right; margin-right: 10px;"> <tr><td>4級</td><td>18,300円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>特2級</td><td>16,300円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>1級</td><td>12,100円</td></tr> </table>	特2級	16,600円	2級	16,000円	1級	12,900円	4級	18,300円	3級	17,000円	特2級	16,300円	2級	15,800円	1級	12,100円
特2級	16,600円																			
2級	16,000円																			
1級	12,900円																			
4級	18,300円																			
3級	17,000円																			
特2級	16,300円																			
2級	15,800円																			
1級	12,100円																			
多学年学級担当教育職員の特殊勤務手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編制された学級を担当し、かつ、当該学級における授業又は指導に従事する職員		月額	<p>3の学年で編制された学級を担当 350円</p> <p>2の学年で編制された学級を担当 290円</p>																
夜間学級担当教育職員の特殊勤務手当	午後のみにおいて授業を行う学級を置く中学校の校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)及び教員(本務として当該中学校の教頭の職にある者並びに夜間学級における教育に従事する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養助教諭及び講師に限る。)		月額	給料月額の100分の6(管理職手当の支給を受ける者にあっては100分の4)																
教育業務の連絡調整等に従事する職員の特殊勤務手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任又は保健主事が教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に関する業務に従事したとき		日額	200円																

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単位	左記職員に対する支給額
医師の特殊勤務手当	健康福祉局保健部長、区役所厚生部の部長、児童相談所の所長及び次長、精神保健福祉センター所長、衛生研究所の所長及び次長並びに看護専門学校長		月額	47,000円
	企画総務局人事部の医務監、健康福祉局保健部の課長又は医務監、区役所厚生部の課長又は医務監、知的障害者更生相談所長及び精神保健福祉センターの課長、消防局職員課の医務監及び教育委員会事務局学校教育部の医務監		月額	42,000円
	上記以外の医師又は歯科医師		月額	38,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,586,585千円
支給実績（令和4年度決算）	3,599,924千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に対し、扶養親族1人につき6,500円～10,000円を支給（月額）	異なる	支給額	1,155,109千円
住居手当	職員で当該職員の居住する住宅及び単身赴任手当の支給される職員で留守家庭の居住する住宅（借家に限る。）に係る費用を負担していると認められるものに対し、家賃に応じて2,700円～27,000円支給（月額）	異なる	支給要件及び支給額	1,201,736千円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)
通勤手当	交通機関等の利用者に対し、1か月当たり55,000円を限度に支給 交通用具の使用者に対し、2,100円～31,600円を支給（月額）	異なる	支給額	1,222,439千円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対し、職員の住居と配偶者との住居との間の交通距離に応じて8,000円～70,000円を支給（月額）	同じ	—	11,590千円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に対し、2,450円又は4,900円を支給。（1回） 常直的な勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に対し、22,000円又は14,700円を支給（月額）	異なる	支給額	1,754千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給される職員が、週休日又は平日深夜に勤務したときに、管理職手当の区分に応じて1,500円～12,000円を支給（1回）	異なる		6,754千円
休日勤務手当	休日又は代休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に対し、時間単価×135/100×時間数を支給	同じ	—	14,410千円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、27,100円～136,200円を支給（月額）	異なる		794,745千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に対し、時間単価×25/100×深夜勤務時間数を支給	同じ	—	99,456千円
義務教育等教員特別勤務手当	市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に対し、給料月額の級・号給に応じた額又は給料月額の級・号給に応じた額×3/4又は2/4を支給（月額）			376,123千円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職に、大学卒業の日から37年以内に採用された者に対し、期間に応じて51,900円～309,200円を支給（月額） 医療職(3)の適用を受ける職員の職に対し、給料月額の級・号給に応じて300円～21,400円を支給（月額）	異なる	支給要件及び支給額	67,152千円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長及び教頭に対し、給料×8/100を支給（月額） 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教員に対し、（給料+教職調整額）×10/100を支給（月額）			40,005千円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校の工業又は工業実習の教諭又は助教諭の免許を有し、実習を伴う工業に関する科目を主として担当する教員のうち、定時制通信教育手当を支給されている者に対し（給料+教職調整額）×10/100を、上記以外の者に対し（給料+教職調整額）×6/100を支給（月額）			21,617千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給 料	市長	1,310,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,599,000円／500,000円
	副市長	1,050,000円	1,285,000円／841,000円
報 酬	議長	1,060,000円	1,179,000円／779,000円
	副議長	930,000円	1,061,000円／707,000円
	議員	860,000円	953,000円／648,000円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合) 4.5月分	
	副市長	(令和5年度支給割合) 4.5月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額 × 48月 × 0.65	(支給時期) 40,872,000円 任期毎
	副市長	給料月額 × 48月 × 0.47	23,688,000円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	議 会	41人	42人	1人	
	総 務	1,067人	1,082人	15人	ひろしまLMOの設立・運営支援への対応
	税 務	409人	419人	10人	育休代替職員の配置
	労 働	8人	9人	1人	
	農林水産	117人	114人	▲3人	
	商 工	89人	86人	▲3人	
	土 木	993人	987人	▲6人	サッカースタジアム建設事業の収束
	民 生	2,137人	2,225人	88人	児童相談所の体制強化、重層的支援体制整備事業の推進
	衛 生	948人	926人	▲22人	新型コロナウイルス関連業務の収束
	計	5,809人	5,890人	81人	<参考> 人口1万人当たり職員数50.11人 (政令指定都市の人口1万人当たり職員数46.65人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	教 育 部 門	7,220人	7,284人	64人	臨時の任用職員及び育休任期付職員の配置
	消 防 部 門	1,350人	1,358人	8人	育休代替職員の配置
	小 計	14,379人	14,532人	153人	<参考> 人口1万人当たり職員数123.64人 (政令指定都市の人口1万人当たり職員数11,474人)
	病 院	0人	0人	0人	
	水 道	583人	581人	▲2人	
	下 水 道	370人	377人	7人	下水道施設設備の老朽化対策
	そ の 他	334人	334人	0人	
	小 計	1,287人	1,292人	5人	
	合 計	15,666人 [15,008人]	15,824人 [15,008人]	158人	<参考> 人口1万人当たり職員数134.63人

(注) 1 職員数は、総務省地方公共団体定員管理調査の報告人数で、以下のア～ウを含み、エを除いた人数である。

ア：12月を超える臨時の任用職員（教育部門にのみ該当者あり）

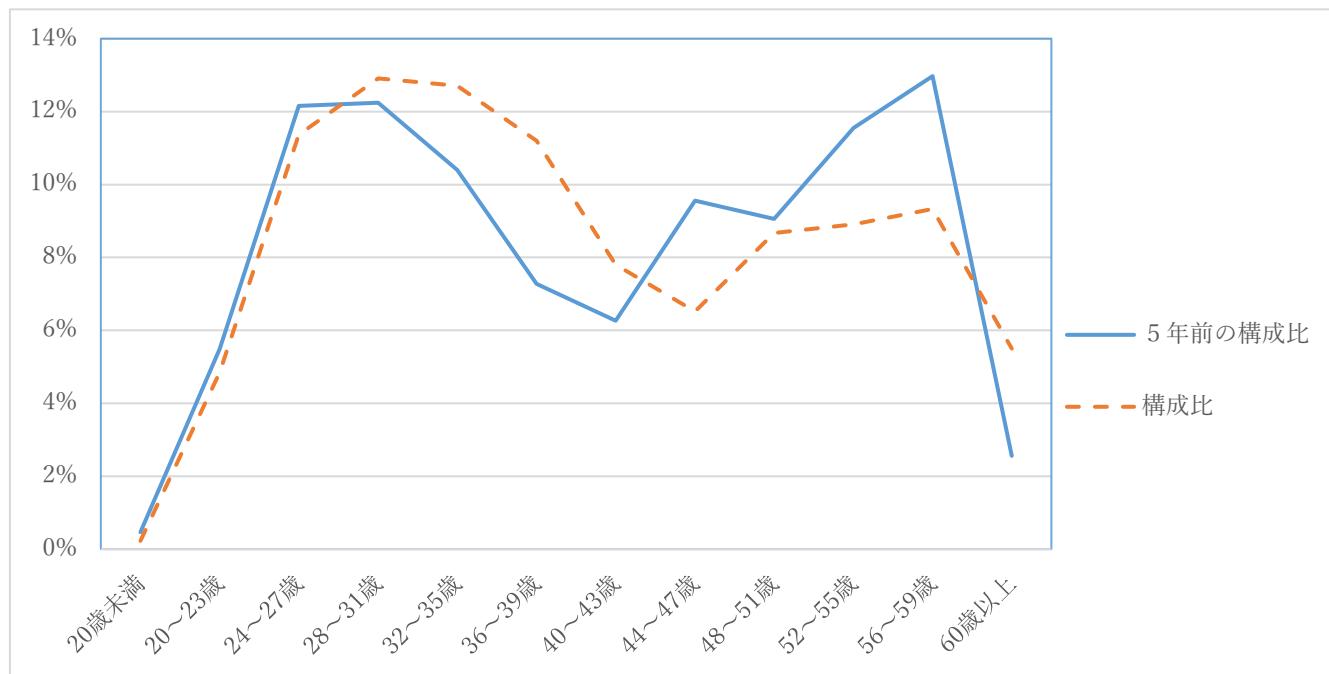
イ：「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号」の規定に基づき任期を定めて採用される職員（教育部門にのみ該当者あり）

ウ：常時勤務を要する再任用職員

エ：会計年度任用職員

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
36	768	1,798	2,043	2,011	1,772	1,235	1,032	1,372	1,410	1,476	871	15,824	

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	5,610	5,650	5,674	5,754	5,809	5,890	280(5.0%)
教育	6,309	6,436	7,281	7,245	7,220	7,284	975(15.5%)
消防	1,339	1,353	1,348	1,350	1,350	1,358	19(1.4%)
普通会計計	13,258	13,439	14,303	14,340	14,379	14,532	1,274(9.6%)
公営企業等会計計	1,333	1,349	1,317	1,317	1,287	1,292	▲41(▲3.1%)
総合計	14,591	14,788	15,620	15,657	15,666	15,824	1,233(8.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。